

消費生活 **豆** 知識



⑭ 危ないサイドビジネス ～マルチ商法～

マルチ商法とは、商品などを購入して会員になり、その商品を販売しながら会員を増やすことで利益を得るという仕組みです。消費者被害が多く、「特定商取引法」で規制されています。

■もうけるはずが…

会員になるために、商品の代金や入会金などを負担したにもかかわらず、新たな会員を勧誘できず商品が売れ残ってしまい、結局、損をする結果となることが多いです。

また、勧誘相手が友人、知人になりがちで、人間関係を損なう恐れもあります。

■やめることはできる？

- 契約書面を受け取った日から20日以内は、クーリング・オフができます。
- 事業者や勧誘者がわざと事実を告げなかった、または事実と違うことを告げたために誤認して契約した場合は、取り消すことができます。
- いつでも中途解約して退会できます。一定の条件の下、商品の購入契約も解除できます。

問い合わせ先／商工観光課商業振興班 (☎62-5874)